

# 「第2次甲賀市男女共同参画計画（甲賀市女性活躍推進計画）（案）」の概要

## 第1章 計画の策定にあたって

（1から2頁）

### 計画策定の背景と趣旨

男女共同参画社会の形成の促進及び女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための計画として「第2次甲賀市男女共同参画計画（甲賀市女性活躍推進計画）」を策定します。

### 計画の位置づけ

- 「男女共同参画社会基本法」（平成11年6月）第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」であり、国の「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月）、滋賀県の「パートナーシップ2020」（平成28年3月）を勘案し策定しています。
- 本計画を「女性活躍推進法」（平成27年8月）第6条第2項に規定する市町村推進計画と位置づけ、特に第4章の「基本目標Ⅱ 働く場における男女共同参画」において、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を整理しています。

### 計画の期間

平成40年度（2028年度）までの12年間

## 第2章 甲賀市の男女共同参画における現状・課題

（3から33頁）

### ●人口等の現状

- 本市の人口は年々減少し、少子高齢化が進んでいます。
- 合計特殊出生率は全国より高いが、滋賀県より低くなっています。
- 女性の就業率は、30～34歳で就業率が低くなるM字カーブがみられます。

### ●課題のまとめ

- 政策・方針決定過程において男性主導で進められている場合が多く見られるなど、旧来からの社会通念や慣習が根強く残っています。固的な性別役割分担意識の解消を図り、家庭、地域、職場、学校など社会のあらゆる分野において男女共同参画が促進されるように意識改革を図り、また学習の機会を充実することが必要です。
- 身近な暮らしの場である地域の活動に性別や年代にかかわらず参画する機会を通じ、自分たちが暮らす地域は自分たちで暮らしやすくするという協働の意識を高めることができます。
- 家庭での家事・育児・介護の役割分担における理想と現実のギャップが依然高くなっています。男女が共に家事・育児・介護に参画することができるよう、啓発や支援が必要です。
- 男性の家事・育児・介護などへの参画や、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた、家庭・職場・地域などの支援が求められます。育児や家族の介護を行う男女が安心して働き続けることができるよう、多様なニーズに対応した子育てや介護への支援体制の整備、充実が必要です。
- ドメスティック・バイオレンス（DV）は、被害者に被害意識がなかったり、加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、周囲が気付かないうちに被害が深刻化しやすく、また外部からの発見が困難であるため潜在化しやすいという特性があり、DVの早期発見、早期支援へつなげる仕組みづくりが必要です。また、セクハラやDVの被害者で、誰にも相談していない場合がみられるため、相談窓口の周知とともに、相談しやすい体制づくりが必要です。

## 第3章 計画の基本的な考え方

（34から37頁）

### ひととひと女と男、いきいき輝く活気あふれる あい こうか

甲賀市は、すべての人が、性別にとらわれることなく、自らの意思に基づき、あらゆる場面で誰もが平等に個性と能力を十分に發揮し、チャレンジや活躍ができ、それが認められるまちをめざします。

## 第4章 施策の推進

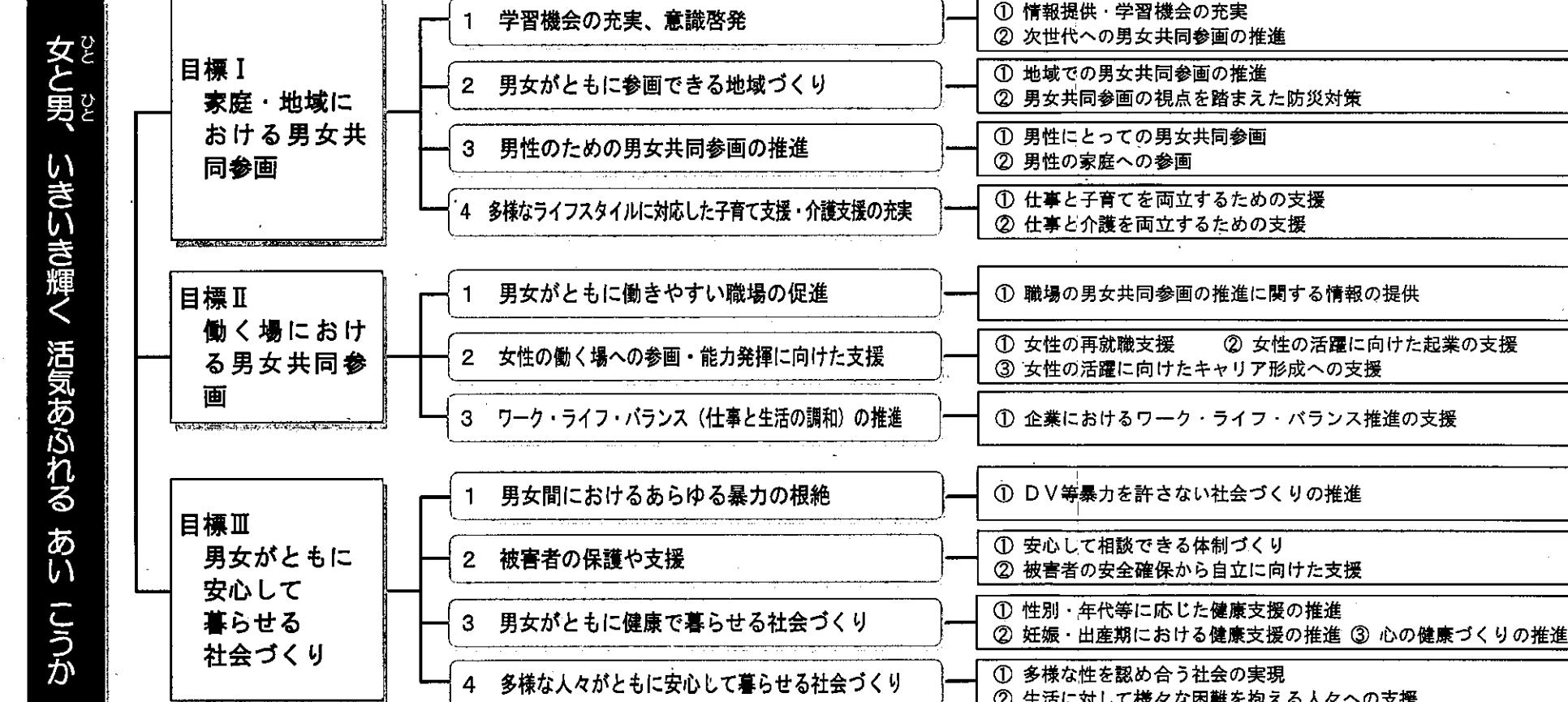
（38から49頁）

### 【基本理念】

### 【基本目標】

### 【施策の方向】

### 【取組】



## 第5章 推進体制

（50から51頁）

### 1. 計画推進のための組織の設置・運営

### 2. 庁内推進体制の整備

### 3. 市民活動団体・地域・企業等との連携

### 4. 国・県との連携

### 5. 施策や事業の点検・評価

## 計画推進の目標指標一覧

（52から54頁）

基本目標I ○「男女共同参画社会」認知率 ○「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方に対する同感しない人の割合 ○父親の育児参加率

基本目標II ○ワーク・ライフ・バランスに「同感する」又は「どちらかといえば同感する方である」とする回答率  
○滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録企業数 ○30歳から39歳までの女性の就業率

基本目標III ○DV・データDVの認知率 ○DV被害経験がある又は見聞き経験がある割合

### 推進体制

○市の附属機関等における女性委員の登用率

第2次甲賀市男女共同参画計画（甲賀市女性活躍推進計画）（案）  
パブリック・コメントの結果（意見の概要と市の考え方）について

意見提出期間	平成29年4月1日（土）～平成29年4月30日（日）		
意見提出者数	2人	意見件数	2件

No.	該当箇所	いただいたご意見の要旨	ご意見に対する市の考え方	計画案 修正の有無
1	P. 34	基本理念にある「女と男」の読み方について、漢字を読み替えてるので誤解を生ずる恐れがある。	基本理念については、第1次計画の考えを引き継いでおり、固定的な性別役割分担によることなく、個性をもった「ひと」として参画できる社会をあらわすため、あえて「ひとつひと」と読み替えをしています。このことの説明を、注釈としてページの下に追加いたします。	有
2	P. 47	住民の健康寿命を延ばし、重症化予防、認知症や要介護の減少のため、禁煙と受動喫煙の危害防止施策は重要です。また、子ども・妊娠婦などの非喫煙者を受動喫煙の危害から守り、生涯を通じた男女の健康支援を基本として重点施策をお願いします。	第1章 2. 計画の位置づけで、その他計画との整合をあげており、その他計画の1つとして「第2次健康こうか21計画」も整合させています。その中で、喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす影響の正しい知識の普及啓発や禁煙・分煙への取組を推進しているところです。 本計画では、第3章 基本目標Ⅲで男女の性差に応じた健康を生涯にわたり包括的に支援する取組を推進することとしており、第4章 基本目標Ⅲ 3. 男女とともに健康で暮らせる社会づくりの「①性別・年代等に応じた健康支援の推進」及び「②妊娠・出産期における健康支援の推進」で健康支援に含め取り組むことしております。	無